

金原恭子先生 略歴

- 一九五八年二月二六日生まれ
- 一九八二年三月二七日 東京大学法学部第一類（私法コース）卒業
- 一九八三年三月二八日 東京大学法学部第三類（政治コース）卒業
- 一九八五年三月二九日 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了（法学修士）
- 一九八七年五月 法学修士（カリフォルニア大学バークレイ校）
- 一九九二年三月三十一日 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学
- 一九九四年二月 博士（法学）（東京大学）
- 一九九四年四月一日 千葉大学助教授法経学部
- 二〇〇一年四月一日 千葉大学教授法経学部
- 二〇〇四年四月一日 千葉大学教授大学院専門法務研究科に配置換
- 二〇一七年四月一日 千葉大学教授大学院社会科学研究院に配置換
- 二〇二一年四月一日 国立大学法人千葉大学理事
- 二〇二三年三月三十一日 定年により退職

金原恭子先生 主要著作目録

I 著書

(共編著)

「宗教と憲法」(単著)『アメリカ文化事典』(第四章 法と秩序)(共編)、丸善出版、平成三〇年一月

(共同監訳)

『民主制の不满…公哲学を求めたアメリカ(上)』(マイケル・J・サンデル著)勁草書房、平成二二年七月

(共著)

「経済力と教育の機会均等」『外から見た日本法』東京大学出版会、平成七年八月

『エステイト・プランニング…遺産承継の法理と実務』木鐸社、平成八年一〇月

「二四 宗教的言論と公立学校施設の使用許可」Lamb's Chapel v. Center Moriches Union Free School District, 508 U.S. 384 (1993)『アメリカ憲法判例』有斐閣、平成一〇年七月

「世論と裁判所をつなぐもの—米国におけるアマカス・キュリイとロー・クラーク」『比較法学の課題と展望』大

木雅夫先生古稀記念、信山社、平成一四年四月

「司法改革の公哲学」『二世紀公哲学の地平(シリーズ公哲学第一〇巻)』東京大学出版会、平成一四年七月

「六六 流神的表現…キリスト教の神を冒瀆するビデオ作品への販売等規制措置—ウイングローヴ判決」『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、平成二〇年九月

「大学と法学」『大学の智と共育…カトリック大学の未来を探る』教友社、平成二三年四月

「二九 信教の自由」Employment Division v. Smith, 494 U.S. 872 (1990)『アメリカ法判例百選』有斐閣、平成二四年一二月

「法と現実、法の現実」『女と男のドラマ—現代における愛の源泉』日本基督教団出版局、平成二五年三月

“Religion and the Secular State in Japan” in: Religion and the Secular State: National Reports, Servicio de Publicaciones Facultad de Derecho UNIVERSIDAD COMPLUTENSE DE MADRID (Spain) 平成二七年七月

II 論文

- 「教会内紛と司法介入——アメリカ合衆国における宗教と国家との関係の一断面——(一)〜(三)」『法学協会雑誌』一一二巻八号、一一七巻一一号、一一八巻八号、東京大学、平成七年八月、平成二二年一月、平成一三年八月
- 「教会内紛への司法介入」、「アメリカ法」一九九五年二月、日米法学会、平成八年三月
- 「大統領と弾劾——米国における法と政治との交錯——」『千葉大学法学論集』第一四巻第三号、千葉大学法学会、平成二二年一月
- 「比較を通して見えてくるもの——法科大学院と外国法研究——」『千葉大学法学論集』第二二巻第四号、千葉大学法学会、平成二〇年三月

III 判例評釈等

- “D.M. O'Brien with Y. Ohkoshi, TO DREAM OF DREAMS, RELIGIOUS FREEDOM AND CONSTITUTIONAL POLITICS IN POSTWAR JAPAN” (英文書評), *Social Science Japan Journal* 2巻2号、東京大学社会科学研究所、平成一一年四月
- 「パウチャー制と政教分離: Zelman v. Simmons-Harris,

- 122 S. Ct. 2460 (2002) 公教育が危機に瀕している学区において宗教系私学を含む学校選択の機会を低所得層にも与える為に、オハイオ州が策定した授業料補助制度 (パウチャー制) は、第一修正の国教条項 (Establishment Clause) に違反しない」、「アメリカ法」二〇〇三年二月、日米法学会、平成一六年一月
- 「ワシントン州の奨学金プログラムが特定の種類の神学の専攻者には奨学金を給付しないとしていることを合憲とする判例 (二〇〇四年二月二十五日): Locke v. Davey, U.S. 124 S. Ct. 1307 (2004)」『ジュリスト』一一八三号、有斐閣、平成一七年二月

IV 講演会 (企画・開催)

- 志知俊秀氏 (弁護士・アンダーソン・毛利法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士) (平成八年)、児玉安司氏 (医師・弁護士・三宅坂総合法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士) (平成一一年)、小町谷育子氏 (弁護士・原後総合法律事務所) (平成一三年)、乗越秀夫氏 (英国弁護士 (ソリシタ)・Linklaters、元外務省職員として総理官邸勤務) (平成一七年)、畑野隆二氏 (検事・法務省刑事局総務課裁判員制度啓発推進室企画官) (平成一七年)、高橋真一氏 (弁護士・西村ときわ法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士) (平成一八年)、白井勝己氏 (弁護士・TMI総合法

律事務所・米国ニューヨーク州弁護士（平成二〇年）、吉井浩一氏（弁護士・アンダーソン・毛利・友常法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士）（平成二〇年）、白石史子氏（内閣官房司法制度改革推進室長・裁判官）（平成二二年）、堀史彦氏（弁護士・モリソン・フォースター法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士）（平成二二・二二・二五・二八年）、島田知子氏（弁護士・曾我・瓜生・糸賀法律事務所）（平成二三年）、高橋真一氏（弁護士・西村とさわ法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士）（平成二四年）、酒井直樹氏（判事補・千葉地方・家庭裁判所）（平成二四年）、中山俊樹氏（株式会社NTTドコモ執行役員）（平成二五年）、永口学氏（弁護士・岩田合同法律事務所）（平成二五年）、大村恵実氏（弁護士・アテナ法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士）（平成二六年）、増西肇氏（住友化学工業株式会社総務法務室担当部長）（平成二六年）、池田毅氏（弁護士・森・濱田松本法律事務所・米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州弁護士）（平成二七年）、三谷厚氏（株）日立ハイテクファイルディング取締役人事総務本部長）（平成二八年）、藤本美枝氏（弁護士・TMI総合法律事務所）（平成二九年）、藤原家康氏（弁護士・藤原家康法律事務所）（平成三〇年）、小川秀樹氏（千葉地方裁判所所長）（平成三〇年）、小林咲花氏（弁護士・西村あさひ法律事務所・米国ニューヨーク州弁護士）（平成三一年）